## 社会福祉法人とまとの会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人とまとの会(以下「当法人」という)定款第九条および 第二十三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)・評議員・各種委員会委員・その他本 会理事長が必要と認めた役員等(以下「役員等」とする)の報酬及び費用弁償について定 めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用弁償する。<ただし、当法人の管理者等の職員が役員の場合は支給しない。>

電車・バス等の乗車賃等	実費
食事代等	実費
私有車	旅程1 k m当たり 26 円

- 1) 乗車賃等については、普通車を原則とする。ただし当法人が認めた場合に限り特急・急行・新幹線の料金及び、座席指定の料金を支給する。
- 2) 航空機の使用は当法人が認めた場合に限る。
- 3) 当法人が認めた場合に限り、私有車を使用することができる。旅費は、順路によりこれを支給する。但し用務の都合、その他やむを得ない事由の為、順路によれない場合は、 実際に経過した行路とする。

(費用弁償の支給方法)

- 第4条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の 指定する金融機関口座に振り込むことができる。
  - 2 費用弁償の時期は、業務にあたったその都度支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

- 第6条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。
- 附 則 1、この規程は、平成二十九年六月十日から施行する。
  - 2、この規程は、令和五年四月一日から施行する。

附則

役員・評議員費用弁済規程(平成27年4月1日実施)は、令和5年3月31日を もって廃止する。